

事業番号	348
------	-----

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	就園奨励費助成事業						担当部	教育委員会事務局							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	学校教育課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	学校教育係							
	総合計画 分野別計画	主目的	4 教育文化		16 学校教育		2 教育力を向上させる									
		副目的														
	予算区分	款	10		項	4		目	1		大	5		中	2	
	根拠法令・個別計画	小牧市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱														
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	私立幼稚園の設置者が本市に住所を有する4月1日における年齢3歳児、4歳児及び5歳児並びに当該年度中に満3歳を達する幼児で、当該幼稚園に在園する園児の保護者に対して入園料及び保育料を減免する場合に補助を行い、私立幼稚園に在園している保護者の経費負担を軽減する。														
	内容 (手段)	<p>◆24年度実施内容 幼稚園設置者が園児の保護者に対し、保育料等を減免する場合に「私立幼稚園就園奨励費補助金」を交付した。 ・国の補助基準に基づいた補助額を交付したが、国の基準からはずれずる世帯についても、市単独経費で12000円補助した。 ・18歳未満の子どもを3人以上養育する世帯で、3番目以降の子どもが私立幼稚園に在園している場合には、入園料と保育料の合計額から、上記補助金額を差し引いた金額を市単独経費で補助した。(結果的に、入園料と保育料全額が補助されることになる) ・幼稚園を経由して提出される2000件超の書類の審査および補助額判定を行った。</p> <p>◆24年度直接経費の内訳 幼稚園就園奨励費補助金(241,404千円)</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 幼稚園就園奨励費補助金(278,655千円)</p>														
	受益者負担															

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	227,119	238,566	241,404	278,655	
		正職員	従事者数	人	0.60	0.60	0.60	0.60
			人件費	千円	3,198	3,198	3,198	3,198
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計	千円	230,317	241,764	244,602	281,853		
対前年比	%			104.9	101.1	115.2		
財源	一般財源	千円	186,162	195,003	198,199	229,246		
	国・県支出金	千円	44,155	46,761	46,403	52,607		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	就園奨励費事業補助件数	件	目標	—	—	—
実績				2,521	2,576	2,562	
上記のうち、市単独補助件数		件	目標	—	—	—	—
			実績	422	486	566	
3番目以降の子の補助件数		件	目標	—	—	—	—
			実績	284	328	330	
成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25	
第三番目以降の子に対する補助経費	千円	目標	—	—	—	—	
		実績	32,001	36,455	41,513		
		目標	—	—	—	—	
		実績					

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	2562件の保護者に対する補助を実施することができ、幼児の就園機会を確保し、保護者の経済的負担の軽減が図られている。				
		事業実施における課題	本事業は、国の制度に基づき実施しているが、制度の仕組みが複雑であるうえに、補助額の判定に使用していた市民税所得割課税額が年少扶養控除廃止の影響を受けたため、国が判定方法について、見直しをかける働きがある。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	国・県より本事業を推進するよう強く依頼されており、廃止した場合は国・県より指導が入る可能性がある。また公私立間の保育料等の保護者負担にさらなる格差がでると考えられる。				
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	国の動向を見極め、他自治体の状況も確認しながら、事務をすすめる。				
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)			
		判定理由	幼児の就園機会を確保し、公私立間の授業料等を格差是正し、保護者の経済的負担を軽減するため、本事業は必要不可欠であるため。				
26年度以降の改善案		制度が複雑かつ対象者も多いため、事務処理に要する時間が過大であり、処理を迅速に進める方向について検討する。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。